

## 松阪市コミュニティセンター地域運営に係る審査委員会における審査結果の報告について

指定管理者の候補者について審査を行った結果、次のとおりとなった。  
指定管理者は議会の議決を得た後に正式決定となる。

### 1. 対象施設等

施設名称 松尾地区コミュニティセンター  
指定予定期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

### 2. 審査過程

当施設は、その設置目的から各地区の地域づくり組織による管理運営が最も効果的であることから松阪市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条に基づき非公募とし、事業計画書等について松阪市コミュニティセンター地域運営に係る審査委員会による5名の審査委員により、同条例第4条に基づく審査を実施した。

### 3. 審査委員会の開催日

第1回審査委員会 令和7年8月29日（金） 申請要項、仕様書、審査基準等の確認  
事業計画書等の審査及び採点

### 4. 審査方法

審査方法は採点制によるものとし、6つの審査項目ごとに審査委員5人の合計点が満点の60%以上である場合に評価結果を“適合”とし、6つの審査項目の全てが“適合”である場合に総合評価を“適正”とした。また、満点の40%以上60%未満の審査項目が1つ以上ある場合は、評価結果を“要改善”とし、再審査の対象とした。満点の40%未満の審査項目が1つ以上ある場合は、総合評価を“不合格”とした。

### 5. 審査結果

指定管理者の候補者 松尾住民自治協議会  
総合評価 適正

| No. | 審査項目                       |
|-----|----------------------------|
| 1   | 利用者の平等な利用の確保               |
| 2   | 住民自治協議会の活動推進と地域主体の活動の活性化   |
| 3   | 地域と市との相互連携                 |
| 4   | 日常点検と清掃、異常を確認した場合の安全確保の方針等 |
| 5   | 簡易な修繕の対応                   |
| 6   | 人員確保と人員配置・役割分担、勤務条件等       |

### 6. 審査委員

| 区分  | 所属団体・役職名                    | 氏名    |
|-----|-----------------------------|-------|
| 委員長 | 松阪市 健康福祉総務担当参事兼健康福祉総務課長     | 池田 博紀 |
| 委員  | 社会福祉法人 松阪市社会福祉協議会 常務理事兼事務局長 | 廣本 知律 |
|     | 特定非営利活動法人 Mブリッジ 代表理事        | 澤 卓哉  |
|     | 松阪市教育委員会事務局 生涯学習課長          | 小泉 明弘 |
|     | 松阪市 地域づくり連携課長               | 世古 元志 |